

# 「3キュー子育てチケット」の申し込みについて

## ○対象について

平成29年度以降に3人目以降のお子様が生じた世帯が対象です。  
 対象となるお子様1名ごとに申請書をご提出ください。  
 例えば、3人目、4人目が双子の場合は、申請書2枚の提出が必要となります。  
 ※対象となるお子様の誕生日：平成29年4月1日～平成31年3月31日。

## ○申込方法について

「3キュー子育てチケット」申請書(兼 第3子以降申告書)に必要な事項をご記入の上、封筒に入れて「申請書送付先」へお送りください。  
 申請書に記入された情報は、県の委託事業者にて適切に保持、利用されます。(※1)  
 氏名や住所、口座情報など、記載漏れが無いよう、わかりやすく丁寧に記入してください。  
 チケットがお手元に届いた後も、事務局からの連絡や、換金処理を適切に行うため、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに所定の方法にて届出をしてください。  
 (※1) 3キュー子育てチケットの運営以外で利用されることはありません。

### 《申請書送付先》

〒171-0014  
 東京都豊島区池袋2-65-18  
 池袋WESTビル  
 埼玉県3キュー子育てチケット事務局 行

### 《送付前に必ずご確認ください》

- 申請書に記入漏れや間違いが無いか
- 世帯全員の住民票※写しでも可  
 (本籍地、マイバ-の記載が無く、続柄の記載があるもの)  
 または子全員分の「子ども医療費受給者証」の写しを同封したか
- 「同居しない18歳以下の児童で養育する者」がいる場合、該当者が記載された住民票を同封したか
- 送付先住所の記載に誤りが無いか

## ○配送について

申し込まれた「3キュー子育てチケット」については、埼玉県3キュー子育てチケット事務局より、平成30年5月以降から順次発送いたします。  
 ※申し込みから発送までに多少時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。

## ○チケットの利用者について

対象となるお子様と、その兄弟姉妹の子育てサービスにご利用ください。  
 ※譲渡や売買はできません。

## ○再交付について

一度お送りしたチケットは、いかなる理由があっても再交付できません。  
 ※チケットの表紙にお名前を記入する欄があります。紛失には十分ご注意ください。

## ○チケットの有効期限について

平成30年度分のチケットは、平成31年3月31日までお使いいただけます。  
 平成31年度分のチケットは、平成32年3月31日までお使いいただけます。  
 ※期限を過ぎたチケットはご利用になれませんのでご注意ください。

## ○交付されるチケットについて

対象児童の生年月日	申し込み期限	交付チケット
平成30年4月1日～12月31日	平成31年2月15日事務局着	平成30年度分(※2)
平成31年1月1日～3月31日	お早目にお申し込みください(※4)	平成31年度分(※3)

(※2)平成30年12月1日～12月31日に対象となるお子様が誕生した世帯に限り、交付チケットを平成31年度分へ切り替えることができます。ご希望の場合は、埼玉県3キュー子育てチケット事務局へお問い合わせください。  
 事務局にお問合せいただいた方のみが対象となりますのでご注意ください。

(※3)平成31年度分のチケットは、平成31年5月以降に配送されます。すぐにチケットを利用したい場合は平成30年度分へ切り替えることができます。ご希望の場合は、埼玉県3キュー子育てチケット事務局へお問い合わせください。

(※4)ただし、平成30年度分チケットをご希望の方は、申し込み期限が《平成31年2月15日事務局着》となります。

	平成30年												平成31年												平成32年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
対象となるお子様の誕生日	誕生日												誕生日														
申し込み期限	事務局到着期限												※お早目にお申し込み下さい														
チケット有効期限 (H30年度分)	平成30年度分チケットを発送 ※12月生まれの方のみ、平成31年度分へ切り替え可能												利用可能														
チケット有効期限 (H31年度分)													利用可能														